

## 令和2・3年期神奈川県青少年問題協議会 第6回企画調整部会 議事録

日時 令和4年5月27日(金) 10時00分～11時20分

開催方法 Zoomによる会議

### ○ 青少年課長

皆様、本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

本日は前回と同様に、コロナウイルス感染防止の観点から、オンラインによる開催とさせていただきます。それでは、本日の出欠についてご報告です。

本日は、藤井委員がご都合により欠席をされています。

企画調整部会委員9名中8名がご出席で、部会の定足数を満たしております。

それでは、会議の進行については、長谷川部会長をお願いいたします。

### ○ 長谷川部会長

今から第6回の企画調整部会となりますが、この企画調整部会の後に、全体の協議会が予定されており、途中でZoomの入り直しが予定されていますので、審議進行のご理解をお願いします。

それでは議題の1、令和4年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰について、事務局から説明をお願いします。

### ○ 青少年課副課長

(資料1に基づき説明)

### ○ 長谷川部会長

説明ありがとうございます。また、本部会の今まで審議をして取りまとめた意見を反映していただき、ご調整いただいたことに感謝申し上げます。

委員の皆さんから御質問、御意見、確認事項等、あれば承りたいと思いますがいかがでしょうか。

### ○ 牧野委員

NPOのところで確認ですが、今のご説明ですと、NPO団体から1名推薦を受けるという形になるのでしょうか、それともNPO団体そのものを表彰可能にするということでしょうか。

団体として活動されている場合に団体を表彰した方がよいという印象も少しありますが、その辺りで少しご説明いただけますでしょうか。お願いいたします。

### ○ 長谷川部会長

事務局、いかがでしょうか。

### ○ 青少年課副課長

NPOで活動している個人を表彰していくということですので、NPO団体で1人表彰されても、同じ団体でまた活躍されている方がいれば2人目、或いは3人目と、毎年表彰していけることも可能という形を考えております。

### ○ 長谷川部会長

牧野委員いかがですか。

### ○ 牧野委員

それで結構だと思いますが、NPO団体はそれぞれの事業を特化されていると思うので、1法人であれば1扱いということもできるかなと思いましたが、それぞれ法人の中で、毎年1人ずつというこ

ともあるかもしれませんが、そのあたりは今のご説明で結構です。ありがとうございます。

○ **長谷川部会長**

ありがとうございます。今の点にも関連して他の委員の方、ご意見ありますか。個人でも法人でもということです。

○ **西野委員**

例えばボーイスカウトやガールスカウト等が、同団体の中からいろんな人が次々に表彰される可能性があるので、NPOだけ団体に絞るという配慮として、今のようなお話になったと聞いてよろしいでしょうか。

○ **青少年課長**

一つの団体から複数の方を推薦するのは、例えば、ボーイスカウト活動や、青少年指導員として長年活動されてきたとか、そういう方ももちろん想定しています。

今ご意見いただいた、団体として活動されている方は、例えばNPO団体の代表者を代表として、ご推薦いただくということも可能と思います。

法人や団体自体を表彰の対象にするかということは、また、来年以降に検討させていただきたいと思います。

○ **長谷川部会長**

西野委員いかがですか。

○ **西野委員**

はい、わかりました。

○ **長谷川部会長**

他の委員の方ご質問ございますか。

今までどおり、個人を対象にして、そこにNPOの代表者という形で、表彰の対象にする。そして今、長島課長から、今後その法人が表彰対象になることも検討していこうというお話でした。

名称も変更になり、NPOの活動に対しても表彰対象としていこうというところが大きな前進かと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

<異議なし>

お認めいただいたということで、受けとめをさせていただきたいと思います。

○ **長谷川部会長**

次に、議題の2に移ります。

議題2「かながわ青少年育成・支援指針の改定（骨子案）について」。事務局からご説明をお願いします。

○ **企画グループリーダー**

(資料2に基づき説明)

○ **長谷川部会長**

ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

当然と言えば当然かもしれませんが大胆に名称を変更していただくということが大きな成果として反映されています。

また私が見るところによると、進行管理についても、インデックスを中心に進行管理を行うという

ことで、行政全体で進行管理ができる。そうした事への転換が示されているのかなと思ったりするのですが、いかがでしょうか。牧野委員お願いします。

### ○ 牧野委員

この改定について皆さんご議論いただいて次の協議会の方でもご報告を受けながら、お話をできればと思っています。意見というか異論はなくて、今、国の方で、こども家庭庁ができることに伴い、こども基本法という法律の制定など、審議が進んでいます。

ここでは「子ども・若者」ということですが、今、子どもの方に注力するような形で、施策が動いていくような印象を受けますが、今回の青少年育成・支援指針の改定では、育成の語句が取れて支援ということになるということと、青少年が「子ども・若者」にもなります。

「若者」を私としては入れなければならないと思ってはおりますが、国の「子ども」概念を各自治体が「子ども・若者」と受けとめているということとの関わりを、どこかで少し考慮した方が良いかどうか、今回の改定には間に合いませんから、仕方がないことかもしれませんが、そのあたり何か事務局でお考えがあれば、また委員の方々に何か考えがあれば少しお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

### ○ 長谷川部会長

牧野委員ありがとうございます。

国の政策動向と、また県行政の進め方が、時期的にちょっと一致しないことから起きるその矛盾点ということで、今ご指摘ありましたけども、まず事務局の方からご意見いかがでしょうか。

### ○ 企画グループリーダー

資料の3として「こども基本法の概要」を添付しております。御覧ください。対象年齢については、18歳以上の若者など国の動向がまだよくわからないということもあります。資料の一番下に施行期日として、令和5年4月1日とあります。

指針の改定については今年度改定しますもので、法律に基づく改定とは時期的には合わないけれど、国の方では「少子化社会対策」と「子ども・若者育成支援」、「子どもの貧困対策」の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成するということですので、この指針も改定した後に、国の動きを注視しながら、今後の検討をしていくことになるかと思えます。

### ○ 長谷川部会長

国の方で大きな本当に大きなドラスティックな変化があって、それに、今回の私たちが取組んでいるものがどうしてもキャッチアップできていないということ。

そこをどうやって穴埋め・フォローアップしていくのかという課題が残るわけですが、それは致し方がないところで、まず私たちが取り組んでいるものを進めながら、後に出てくる国の大綱に合わせながら、また、どうしていくか。また新たに作り直すわけではないけれども、それを読み込みながら、解釈変更を行っていくということでしょうか、どうなのでしょう。

### ○ 青少年課長

部会長のおっしゃるとおり、今後国の方でこども大綱を、いくつかの法律にも基づく大綱を一つにまとめて作るということですので、県の指針なども、国と同じようにひとまとめにするかどうかといったことも含めて、今後、専門の委員の皆様にもご意見聞きながら、県として、この指針を、どのように整理していくのか、また来年度以降に、議論させていただきたいと思っております。

### ○ 長谷川部会長

牧野委員いかがですか。

### ○ 牧野委員

ありがとうございます。国の方がこういう方向性を出してきたものですから、こちらの検討は、国よりもずっと先んじてなされていまして、国の大きな方針の提示があったことと、また、18歳成人になったということも含めて、子どもという概念をどうするのかということなど、検討する必要があると思いますので、今後の検討の方に、お任せをするというか、期待をするという形でよいかと思えます。ありがとうございます。

#### ○ 長谷川部会長

はい、ありがとうございます。

大きな論点として忘れずに、ちゃんと議論していくという課題があるということです。他の委員の方々いかがですか。

#### ○ 尾崎委員

一点確認ですが、指針の対象のところ、「幼児期から青少年期までを、青少年とし」となっていますが、今回指針の名称が変更されたことで、ここであえて「青少年とし」というふうに、定義をする必要はあるのかな、というのが少し気になりました。

#### ○ 長谷川部会長

骨子案のところの「3指針の対象」のところのかぎ括弧の青少年のところ。事務局いかがですか。

#### ○ 企画グループリーダー

ありがとうございます。この書き方で良いのかどうかというのは、もう一度、検討したいと思います。青少年という言葉が使わなくなるというわけでもなく、乳幼児期から思春期までを概ね子どもという表現をしていることと、思春期から青年期までを青少年と呼んでおり、青少年という言葉を使わないというわけでもないので、検討したいと思います。

#### ○ 長谷川部会長

そこをどう整理するかですよね。指針の名称を「子ども・若者」と変更するに伴って、しかし本文の中では青少年という言葉が残る。おそらく県民の方々の理解が、またあれ？と疑問に思うなど、すっきりと理解ができないという側面もあるかと思うのですが。

他の委員の方々、何かお考えがあればお聞かせいただけますか。

#### ○ 小泉委員

私もやはり、質問しませんでした。ちょっとここは、あれっと思いました。

多分後でご説明がある資料4の子ども・若者の健康と安心安全の確保のところにも同じように「青少年」という表記があり、違和感を感じました。

#### ○ 長谷川部会長

ありがとうございます。他の委員の方、ご意見ございますか。

大方そこで矛盾がないように、或いは整合性を図るという観点からも、やはりその名称の統一化をもう一度、事務局の方で整理をしていただくということにして委員の皆さんよろしいでしょうか。

ではそのことを事務局の方をお願いをしてもいいものなのかどうかということ、事務局の方から、ご答弁いただけますか。

#### ○ 青少年課長

確かにこの若者という、新しい言葉を使うことを、青少年の定義や使い方というのは難しい側面があります。

青少年という文言を使っている、例えば青少年指導員や、青少年保護育成条例など、様々な影響もありますので、上手く整理できるように事務局の方で、書きぶりは検討させていただきます。

## ○ 長谷川部会長

ありがとうございました。既存の様々な制度に青少年が残っていることを勘案しながら、文面の中では、その両方の呼称を使わざるをえないという状況があるというご説明だったというふうに承りました。

もしそうなると、この指針の中で、その言葉の使い方がなぜ違うのかということ、どこかで説明する文章が必要になってくるなと思いました。

そういうことをしないと、読者は、やはり県民の方々は混乱すると思うので、その説明をするということも含めながらも一度事務局の方でご議論いただけるということにしたいと思いますが委員の方々それでよろしいでしょうか。

<異議なし>

## ○ 長谷川部会長

はい。お認めいただいたということにしましょう。

この議題の2については、他にご意見ございますか。よろしいですか。

全部全体的をお認めいただいたということと、今、変更点やご意見があった点を生かしながら、再度ご検討いただくということで、取りまとめさせていただきます。ありがとうございました。

## ○ 長谷川部会長

続きまして議題の3に移りたいと思います。

議題3 神奈川青少年育成・支援指針の改定内容案について、ご説明を事務局お願いします。

## ○ 企画グループリーダー

(資料3、4、参考資料1、2、3に基づき説明)

## ○ 長谷川部会長

ありがとうございました。音声が届きにくいところをチャットで報告いただいてありがとうございました。

さて細部にわたりますけれども特に資料4の、アンダーラインのところの変更点でございますが、特に資料4の14ページの基本目標、三つの基本目標と、15項目の施策の方向、そこを中心的に、ご意見をいただけたらと思います。もちろんそれ以外のことでも結構ですが、ご質問ご意見等いかがでしょうか。

## ○ 牧野委員

資料4の13ページからの基本目標の後の具体的な15の施策についてですが、基本的には皆さんのご希望で、私もこれは賛成ですが、少しわかりにくいと思うところがありました。

例えば、13ページの基本目標の1の①、「自己形成のための支援、活躍の応援」の文章ですが、「成長過程にある子ども」とあります。こども基本法もそうですが、子どもという定義になっていいますが、「基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にす心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域・関係機関等が連携して支援」としているのは、これは、認識するのがこの家庭・学校・地域・関係機関等ということなのでしょうか。

その次に「創造性エネルギーを生かし、未来を切り拓く子ども・若者の活躍を応援します」とありますが、これは誰が応援するのか。それから、「創造性やエネルギーを生かし」というのは子どもたち、子ども・若者にかかるのか。またはその応援する主体にかかるのか、よくわからない感じがします。

主語がないからですが、もう少し主体というかその主語を明確にして書いた方が県民の方がわかりやすいと思います。

どうしても行政文書等でこのようなことが多くなるのですけれども、少し表現を変えた方がいいのではないのでしょうか。他のところも同じようなことがあると思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

#### ○ 長谷川部会長

ありがとうございます。読み手によって解釈が異なってしまうという可能性を秘めている文章になっているのは、あまりよろしくないだろうという、ご意見だったと思います。また、まさしくそのとおりだと思うのですが、主語や主体を明確にすることによって、様々な異なる解釈ができないというか、共通理解が促進されるようにするということですが、他の委員の皆様、いかがでしょうか。

#### ○ 尾崎委員

今牧野先生の方からいただいた部分に関連ですが、最初の「成長過程にある子どもが」となっていて、「青少年」ということは、どう扱うかということに関連するのですが、若者は成長過程にないのかというふうには私は単純に思ってしまった、その子供と若者の間に、位置づけられてきた青少年という人たちに対する、視点が抜け落ちないといいなと少し思いました。

#### ○ 長谷川部会長

ありがとうございます。1行目の文頭ですね。なおかつここが「が」なんですよね、「は」にならないのだなと思ったりもしましたが、福山委員いかがですか。

#### ○ 福山委員

参考資料1の方を見ていたのですが、基本目標1の次の施策の1「自己形成のための支援・活躍の応援」、またその下の「(1) 基本的な生活習慣と規範意識の形成」と書かれているのですが、この基本的な生活習慣というのはどういうものなのかなと、個人的に少し気になりました。

例えば早寝早起きして、三食ご飯を食べるといのが基本的な生活習慣なのか、或いはご家庭によっては、ご両親が夜遅くまで仕事をしていて帰宅が遅くなり、仕方ないから子どもも寝るのが遅くなってしまって、など、仕方ないから遅くなってしまいうような、そのようなご家庭もあるとは思いますが、ここも少し人によって受け取り方が異なってしまうような気がします。

もちろん指針として出しているものなので、簡潔に書かれていらっしゃると思うのですが、もう少し、もしわかりやすい表現があれば、少し考えてみるのもいいのかもしれないと思いました。

それともう一つ、資料4の14ページ「ひきこもりニートと子供・若者への支援」というところで、発達障害に下線が引かれていますが、知的障害等は含まれないのかなと少し疑問に思いました。もし知的障害と発達障害が、施策は別にあるというのであれば問題はないと思いますが、発達障害と知的障害のどちらもあるという方が結構いらっしゃると思うので、抜けてないか心配に思いました。

#### ○ 長谷川部会長

ありがとうございます。基本的な生活習慣って一体何だろうという議論もあるし、もし仮にあるとしてもそれを実現させるための生活上の背景や諸条件が整っている人と、整っていない人がいるのだったら、また違ってくるということも、あるでしょう。

また後段は、発達障害の6番のところの次の7番に「障害等のある子ども」とあります。そうなる、この「等」の中に発達障害も含まれているという理解もできますが、そこに誤解を招く余地があるのではないかというご意見ですよね。

さて、ここまでで、少し事務局の方のご意見を伺いましょうか。いかがですか。

#### ○ 青少年課長

ありがとうございます。まず、表現の中で記述主体を明らかにした方が良いというのは、まさにそのとおりで、これから案の素案という形で、今の資料4をベースに素案を作り込んでいく段階で、できるだけ、主述の関係から行為の主体がわかるような工夫をさせていただきたいと思います。

次に、基本的な生活習慣については、ここが一例として他の部分にも影響すると思いますが、特定

のこうあるべきだというような考えの押し付けみたいにならないように、多様な生き方、多様な生活習慣が、肯定されるような表現になるようにこれも工夫をして参りたいと思います。

最後にいただいた障がいの件ですけれども、発達障害をお持ちでいろいろな困難を抱えていらっしゃる方や、発達障害の中にも手帳を持ってない方も多という観点があり、この障害のある子ども・若者と、発達障害っていうのをちょっと別に認識してこういう書きぶりに今なっておりますが、障がいは同じ障がいなので、整理をしたいと思います。

### ○ 長谷川部会長

ありがとうございます。障害者基本法で障害はすべて種別ごとに特段の差別化をしないで、総合的に捉えるということが書いてあるため、発達障害だけ特別にするとまたそこにはいろいろ説明が必要になるのではないかと改めて感じたところです。

またここは文言表現の整理をしていくということで、誤解がないように正しく理解ができるように書き改めるということを、事務局のお願いしたいと思います。

他にご質問、ご意見いかがでしょうか。

### ○ 西野委員

資料4の14ページの⑨「不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実」と書かれているところは、仕方なく書いたように見え、具体的に何をやるのか。

学校での取組みを支援すると書いてありますが、これきつと何もやらないのではないかと思うような、力量というか熱量が足りない記載にしか見えない。不登校対策に向けて何をやるかは、「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用した学校での相談支援体制を充実させ、関係機関と連携して学校での取組みを支援します」というのは、非常に弱い気がします。

これは学校での取組みの支援とは書いてありますが、例えば、教育機会確保法を生かし、学校外で多様に学ぶ・学び育つ体制の支援など、法ができて各自治体が、施策を一步前進させなければならないはずですが、相変わらず学校での取組みを支援しますということで、何も、現状を変化させないような消極的な施策に見えてしまっています。

法律の中には、不登校児童生徒の休養の必要も踏まえながら、学校外で、多様に育ち学ぶということ、自治体としてしっかり取り組んでいこうという法案だったと思うので、もう一步ここに、何らかの法律を生かした、学校外の多様な学びを、何か推進するかそこに民間の力を取り入れて、民間と協力して、どうしても学校に行きたくてもいけない、子ども・若者に対する支援や、校内カフェなどを、今一部の高校でNPO団体などが入って校内の中にカフェが始まっていますが、このような取組みを、中学校でも取入れていくよう協力関係を組むなど、もう少し踏み込んで書けないのかなというのが気になりました。

### ○ 長谷川部会長

ありがとうございます。取組みの主体がここでは学校だけになっていますが、もっと取組みの主体を多様化すべきということ。また取組むにあたって、何を根拠にしながら取組んでいくのかというベースの部分。そしてその取組みの具体的な内容の、例えば全部書けないでしょうけれど、神奈川の特徴のある、実践等例示的の列挙してみるとかですね。

ここは大きなテーマの例なので、他の委員のご意見があれば、ちょうだいできますか。

### ○ 墓田委員

西野委員のおっしゃっているところと、私も現場で感じているところはまさに同じです。⑥と⑨に関わるのですが、このコロナ下で、具体的に高校中退、専門学校や大学、大学院を中退してしまっていて、困難を抱えてしまっているケースが、現場ではすごく増えています。西野委員がおっしゃったのは、何とか学校にいる間にできることが、神奈川県でのエピソード事例としてあるということは、とても必要だと思います。もし、中退し学校から外れてしまった時の支援についても紹介されていると良いなと思いました。困難な状態が長期化しないためにも、例えば、どこにも所属が無くなった場

合、地域若者サポートステーションが利用できるなど、どこかに紹介できたらと思います。

#### ○ 長谷川部会長

実態は現実に即して、表現を豊かにしていくというご提案でした。  
西野委員と藁田委員の件に関して、事務局、いかがですか。

#### ○ 青少年課長

ご意見ありがとうございました。ごもっともなご意見だと思います。

学校での対応或いは、それをサポートしてくれる、後押しして下さるNPO等の活動については、車の両輪のようにやっていかなければいけないことだと思います。

このあたりの記述を充実させるかについては、教育局の関係課とも、今後この素案作成に向けて、庁内関係各課へ意見照会をしますので、その中で、もう少し踏み込んだ表現ができないかとか、或いはその学校と、言い方悪いけれど縁が切れてしまって、中退してしまった方が、支援と結びつかないことがないように、そのあたりの整理もこの中でできるように工夫したいと思います。

#### ○ 長谷川部会長

ありがとうございます。教育局とバチバチの議論をして、獲得していただきたいと思っています。  
次に、小泉委員お願いします。

#### ○ 小泉委員

13ページの(1)の④の「社会的・経済的な自立」のところですが、私の方で、現場で感じていることとして、「定着支援」というのがすごく重要だと感じています。就職が決まっても短期間で辞めてしまうという方がかなり多いような現状があるので、職業相談、訓練、紹介、定着支援と単語が4つも重なると長くなってしまいますので、どれを残すか難しいと思いますが、「定着支援」という視点は重要かと思いました。

また、14ページ⑩「特に配慮が必要な子ども」のところに、「外国人の子ども」と表記がありますが、言い切ってしまうといいのかなという印象があります。外国に繋がりのある、またはルーツがあるなど最近はそのような表現が使われているかなと思いますので、そのようにできるのかどうかということです。

それからもう1点が15ページ⑮のところは、いろいろ改定されて入れられた内容はすごく良いと思うのですが、一つのセンテンスが長過ぎて、主語の着地点がどこなのかという感じなので、内容を否定するわけではなく、少し書きぶりを変えられたらいいのかなと思います。

最後に、前の方になります5ページの、「若者の就業状況」のところですが、ここはコロナ下のことが結構影響していると思います。2020年3月頃から最初の緊急事態宣言が出て、社会福祉協議会の方でも、コロナの影響を受けて減収した方の貸付の窓口を行っており、若い人でも仕事なくなったというのを聞いているので、ここにコロナの影響みたいなことを、何か書いた方が、影響といいきれないかもしれないのですが、影響についても触れた方が良いと感じました。

#### ○ 長谷川部会長

ありがとうございました。まず13ページ以降で言いますと、④のところに、定着支援の考え方の導入のご提案。

そして14ページの⑩は、確かに外国人と言ってしまうと対義語は日本人になってしまいますので、或いは日本国籍を持っているけども日本語がまだ十分習得できないなど、様々な混乱もあるわけですから、そういう意味では神奈川バージョンとして、外国に繋がる子供たち等で、実態を反映した表現方法に直してみてもどうかというご提案でした。

そして、⑮の文章が長いので文章表現の問題。

そして、資料編のことで、先ほど5ページの(3)若者の就業状況の説明文章が、今このコロナ禍を踏まえながらこの指針を作っているわけですので、コロナの影響を反映していると



いうことを、書けるのか書けないのか。書けるのであれば書いた方が良かったらというご提案だったと思います。

すみません、もう予定の時間を過ぎてしまっているので、これはいきなり課長の方に少しはプラスしていただいて、お考えをお示しいただけますか。

#### ○ 青少年課長

ありがとうございます。今いろいろご意見いただきまして、いずれもごもつともだと思えます。

特に外国人のところは、県の国際施策推進指針などでも、外国に繋がりのある子どもというようなことで表現を確か統一していたと思うので、確認の上、表現を改めさせていただきます。

定着支援については、県で現に定着支援で何か取り組んでいるのかということもありますが、重要な視点だと思えますので、何らかの形で記載はしていきたいと思えます。

それからコロナの影響については、あまり不確実なことは、説明には書けないので、確認がとれることについては表現を変えていきたいと思えます。

#### ○ 長谷川部会長

ありがとうございました。

時間が過ぎてしまっていて、これは委員の皆様と事務局の方々へのご提案ですが、この時間の中で十分いろいろ審議ができなかった、意見表明ができなかったということがあると思えます。ただ、ここはとても大事なところなので、ここからはメールで県の方に上げていただいて、なおかつその挙がった意見を委員全体でシェアができるという、事務局にはとてもお手間をかけるのですが、そういう形で少し補足のディスカッションを文面になりますすがしたいと思っています、課長、そのような取扱いをさせていただいてもよろしいでしょうか。

#### ○ 青少年課長

皆さんからいただいた意見を共有できるようにしながら、議論を進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 長谷川部会長

善処いただきありがとうございます。それではこれで本日の議題等を、限定付きですが、終了したということにいたしたいと思えます。

ありがとうございました。ここから事務局にお返しします。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○ 青少年課長

ありがとうございました。この企画調整部会としては、次回は、9月頃を目途に書面開催をさせていただきます。

9月の時には新しい委員で第1回として開催させていただきます。

前回も申し上げましたが、指針の改定が継続されることもありますので、できれば現行の委員の皆様には、継続でご就任いただきたいと思っております。その件については、また改めて、担当よりご連絡させていただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは引き続き協議会、11時半からで、時間はありませんが、協議会用のURLお送りさせていただきますので、そちらの方で入室をし直していただければと思えます。本日はありがとうございました。